

美濃加茂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成27年3月5日

美濃加茂市監査委員

西 田 英 彦

同

村 瀬 正 樹

平成26年度 財政援助団体等の監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区

所管部署 産業建設部農林課

(2) 特定非営利活動法人「宿木」

担当部署 産業振興部産業振興課

3 監査の実施期間

平成26年12月2日（火）から

平成27年1月30日（金）まで

4 監査の実施場所

監査委員事務局及び現地施設

5 監査の方法

今回の監査においては、関係書類を事前に提出させ、関係職員等から説明を聴取し、①補助金を交付する目的及びその根拠、②補助金の内容が明確になっているか、③補助額の算定方法、交付時期及びその手続きが適正に行われているかを着眼点に置いて監査を実施した。

6 監査の結果等

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区に対する補助金執行状況及び特定非営利活動法人「宿木」に対する補助金執行状況については、次のとおりである。

【美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区】

1. 土地改良区の概要

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区は昭和44年4月に、農業の生産性向上・農業生産の増大・農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を目的として設立され、ほ場整備や農道・用排水路の工事を行ってきた。

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区の現在の状況は、受益面積3,385ha、計画面積2,004ha、配水面積1,052ha（田・畑・樹園地など）、平成25年度の組合員数3,052人、総代会の総代は43名、理事14名・監事3名、職員は事務局長他3名で、総延長280kmのパイプライン及び揚水機場の施設の管理を行っている。

2. 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区各決算状況

1) 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区一般会計決算

（収入）194,511千円

（支出）184,357千円

（差引残額）10,154千円

平成25年度的美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区一般会計決算においては、歳入のうち、組合費の調定額55,954千円に対し収入済み額46,714千円（83.5%の収納率）未収入額9,240千円がある。補助金は市から102,218千円、繰入金は転用決済金及び財政調整基金から30,500千円、雑入607千円、繰越金11,323千円、交付金3,150千円の合計194,512千円に対し、支出は、事務所費18,535千円は会議費・役員報酬及び職員給与等であり、適正化事業2,698千円、維持管理費15,511千円は維持管理組織推進費や揚水機場の電気料及び用水施設の修繕費や土地改良施設維持管理交付金となっている。負担金は水資源機構及び土地改良区連合などに144,015千円、償還金及び利子3,436千円、選挙費162千円合計184,357千円の差引残額が10,154千円となっている。

2) 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区農地転用決済金会計決算

(収入) 299,033千円

(支出) 28,500千円

(差引残額) 270,533千円

平成25年度農地転用決済金会計では、収入のうち負担金が一般転用6.2ha分12,457千円、前年度繰越金286,157千円、雑収入の預金利子418千円の合計299,033千円、歳出の繰出金は一般会計へ28,500千円の支出額、差引残額270,533千円となっている。

3) 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区退職手当積立金会計決算

(収入) 17,151千円

(支出) 0千円

(差引残額) 17,151千円

退職積立金の繰入金845千円は、職員1名分の退職手当の積立であり、雑収入5千円は預金利子である。

4) 美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区財政調整基金会計決算

(収入) 73,608千円

(支出) 2,000千円

(差引残額) 71,608千円

財政調整基金では、収入の繰越金73,587千円、雑収入21千円合計73,608千円、また、支出の繰出金は一般会計へ2,000千円の繰出し、差引71,608千円の繰越がある。

以上3会計の残高は、それぞれ銀行等で発行している残高証明書により確認をしている。

3. 補助金の執行状況

平成25年度美濃加茂市からの補助金は、以下のとおりである。

事業名	金額
1. 木曾川用水施設緊急改築事業費補助金 (H21～H26)	64,982,000 円
2. 木曾川用水施設緊急改築事業費補助金 (H14～H30)	18,702,051 円
3. 木曾川右岸用水土地改良区運営補助金	6,872,000 円
4. 木曾川右岸用水土地改良区施設維持管理費補助金	6,570,000 円
5. 木曾川右岸用水農道舗装事業借入償還元利補給事業補助金	3,435,933 円
6. 木曾川右岸用水施設保全対策事業補助金	306,000 円
7. 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	1,349,500 円
合計	102,217,484 円

木曾川用水施設緊急改築事業費補助金（H14～H30）は、平成8年度から平成13年度までに行った事業で緊急改築事業の借入金に対する償還金で毎年同額の補助を行い平成30年度で完結する。また、平成21年度から平成26年度の緊急改築事業は、総工費40億円で平成25年度は15億5千万円の事業に対し市補助金を加え84,420千円を市土地改良区から水資源機構へ負担金として支払いを行っている。

木曾川右岸用水土地改良区運営補助金は、職員の給与等である。

木曾川右岸用水土地改良区施設維持管理費補助金は、工区ごとの面積按分により各工区の管理費として2,100千円の交付金の配布と土地改良連合管理の揚水機場の電気料等に4,470千円を支出している。

農道舗装事業借入償還元利補給事業補助金は、当初農道舗装を行った工事費の借入元金116,091千円に対して昭和54年度から平成31年度までの41年間で借入れ償還に対する利子補給を行っている。

木曾川右岸用水施設保全対策事業補助金は、水資源機構の管理費負担金で行政の負担割合が306千円、市土地改良区からは合計7,089千円を水資源機構に負担している。

土地改良施設維持管理適正化事業費補助金は、岐阜県土地改良事業団体連合と委託契約を行い、5年間計画で用水の施設改良事業に対して国県補助等を除いた土地改良区の支払う負担金の2分の1を市が補助している。

4. 監査結果

今回の監査において、着眼点を元に実施した結果については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のことについて改善及び検討を要する事項も見受けられた。

1) 補助金交付申請について

平成25年度の美濃加茂市木曾川右岸用土地改良区から美濃加茂市への補助金交付申請書及び実績報告書を確認したところ、補助金交付申請書や実績報告書などの起案文書の收受・施行日が記載されていない。

2) 補助金交付実績について

木曾川右岸用土地改良区施設維持管理費補助金については、パイプラインの修繕箇所など詳細な履行確認に努められたい。

5. 監査意見

1) 賦課徴収金の収納状況では、毎年収納率が低下しており、未収入額が増加していることから、収納率向上のための対策を講じられたい。また、破産や所在不明者による不納欠損の対応も検討されたい。

2) 土地改良区が管理する末端のパイプラインは膨大な距離を有しており管理が大変である。耐用年数や漏水の頻度が大きい地区を優先し改修工事に努められるよう対処されたい。

3) 土地改良区施設維持管理交付金を各地区に交付されているが、その報告書が各地区任意の様式になっていることから、統一した様式で行うよう対処されたい。

4) 補助事業の実績確認にあたっては、美濃加茂市木曾川右岸用土地改良区から提出されている多くの補助事業があるため、実績報告書だ

けに頼ることなく、補助事業対象の内容を確認するヒアリングを実施され、適切な検証や指導を行われたい。

最後に、美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区が発足して45年が経過している中で、水資源機構が行う緊急改築事業は元より末端の土地改良区の管理するパイプラインの修繕も頻繁に行われていることから、耐用年数が今後到来し布設替えの必要が迫る中、早期に長寿命化計画の作成を行い用水の安定供給に努めていただきたい。

【特定非営利活動法人 宿木】

1. 特定非営利活動法人宿木及び中山道会館の概要

平成16年に市が中山道会館建設計画を発表された機会に、太田宿草鞋の会、中山道若衆会、中山道発展会の三団体により中山道会館建設促進協議会を結成し、建設のためのワーキングスタッフとして参加してきた。

平成17年9月に特定非営利活動法人(NPO)の設立を行い平成18年1月に法人の認可を受け、4月に指定管理者として市と契約を行い中山道会館の開設を行ってきた。

平成18年度から3年間の協定を締結して年間14,176千円の指定管理料で、中山道会館始め・糸遊庵や回廊・屋外便所の管理運営を行ってきた。平成21年度からは5年間の協定により年間11,433千円で運営を行い、平成26年度からは、消費税のアップに伴い13,000千円で協定を締結し管理運営を行っている。

中山道会館の利用者は、平成19年度5万4千人から平成24年度までは毎年増加して9万8千人の利用者があった。25年度は8万9千人と減少したものの26年度の前期では24年度を上回る利用状況である。

また、平成22年度に市が中山道観光客の利用者増加を促進するため会館北側にバス駐車場を整備し、団体利用者の増加を図っている。

項目	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19
売上(千円)	19,326	21,415	20,653	19,164	17,553	17,638	13,117
入館者数(人)	88,998	98,150	95,698	90,067	75,452	63,527	53,918
バス(台)	85	132	95	82			

特定非営利活動法人宿木の会員は26年度36名で当初から会員の減少傾向となっている。

役員は、理事8名、監事2名、中山道会館の従業員は、事務所が正社員2名(事務局長含む)パート3名、喫茶部門では、パート15名で管理運営を行っている。

中山道の開館時間は、午前9時から午後5時まで、月曜休館日(ただし

祝日は翌日休館) としている。

2. 特定非営利活動法人宿木平成25年度決算状況

1) 一般会計決算

(収入額) 14,666千円

(支出額) 15,091千円

(差引残額) △425千円

収入の部では、会費340千円、委託金市や商工会議所などから11,873千円、事業収入では、使用料やイベント売上に867千円、負担金交流会や体験教室で80千円、雑入6千円、収益事業から1,500千円の繰入れを行い合計14,666千円となっている。

支出の部では、施設管理費5,300千円、施設事業費では、イベント交流事業・広報・学習普及事業など1,883千円、会員事業費では視察・交流事業に331千円、管理費では、人件費関係など7,577千円合計15,091千円となっており、差引△425千円となっている。

実質24年度からの繰越額2,768千円に収入支出差引額△425千円を加えると2,342千円の繰越額が生じる。

2) 収益事業会計決算

(収入額) 19,328千円

(支出額) 18,981千円

(差引残額) 347千円

収入の部では、売上収入として飲食・物販・野菜など19,327千円と雑入1千円の合計19,328千円になっている。

支出の部では、仕入れが喫茶・物販・野菜で9,737千円、諸経費として人件費・消耗品費・光熱水費や租税公課など7,744千円、一般会計への繰出しが1,500千円の合計18,981千円になっている。

実質24年度からの繰越額1,771千円に収入支出差引額347千円を加えると2,118千円の繰越額が生じる。

一般会計と収益事業合わせた繰越額は4,461千円となる。

また、平成25年度の貸借対照表では、資産の部の流動資産において、現金預金で11,717千円、貯蔵品64千円、固定資産では建物603千円の資産の部合計12,385千円である。

負債の部では、流動負債未払い金及び買掛金など3,185千円、余剰金の繰越金では、一般・収益・固定資産5,200千円、事業運営振興資金積立4,000千円の合計9,200千円の負債の部合計12,385千円となっている。

4. 監査結果

今回の監査において、着眼点を元を実施した結果については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のことについて改善及び検討を要する事項も見受けられた。

1) 指定管理料の積算について

美濃加茂市は平成26年度の特定非営利活動法人宿木との協定で、それに伴う指定管理料の算出根拠の決裁文書の数値が間違っている箇所が見受けられたので十分検算を行われ確認されたい。

5. 監査意見

1) 特定非営利活動法人宿木は指定管理者として9年目を迎え、年々着実に来館者が増えており、理事長はじめ会員等のご努力に敬意を表したい。

2) 施設管理費の経費削減に伴い光熱水費の電気代が大きく占めていることから費用対効果を含め、市は蛍光灯からLED照明に替え電気代の削減を検討されてはどうか。

3) 中山道会館の利用者の増加や木曾川堤防の散策者が増加していることから、万が一の対応のためにも市はAEDの設置を検討されたい。

最後に、中山道会館は、歴史・文化の情報発信の施設でもあり、また、地域の憩いの場として美濃加茂市が進めている「かわまちづくり基本計画」の中でも地域資源として大きな役割を担っていることから、特定非営利活動法人宿木のますますの活躍を期待したい。

今後の事務処理に当たっては、上記に記載したことを考慮して、適正に事務手続きを行っていただくようお願いしたい。